

国海査第29号
平成18年4月25日

(社)日本船舶品質管理協会
会長 板澤 宏 殿

国土交通省海事局長
星野 茂 夫

船舶検査心得の一部改正について

標記について、下記省令に関する船舶検査心得の一部を別添のとおり改正し、平成18年4月25日より適用することとしたので、業務上遺漏なきようお願いいたします。
また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい願います。

記

- ・船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則

認定事業場に対する立入検査の実施方法の改正について

平成 18 年 4 月 25 日
国 土 交 通 省
海事局検査測度課

1. 背景

従来、船舶安全法第 6 条の 2 又は第 6 条の 3 の規定に基づく事業場の認定を受けた事業者(以下「認定事業場」という。)に対する立入検査については、チェックシートにより原則四半期に 1 回、1 年間で全項目を終了できるよう計画を立て実施してきたところである。

近年、認定事業者の品質管理体制が当該制度創設時と比較すると大幅に向上していること、多くの事業者が品質管理の国際標準である ISO9001(2000)認証を取得するなど定期的に第三者監査を受けていること等を考慮すると、当該事業場に対する立入検査の頻度を少なくしても問題ないと思料されるところである。

このため、立入検査を効果的、効率的に実施するために船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則の船舶検査心得を一部改正することとする。

2. 立入検査の実施方法の概要

(1) 立入検査の頻度

原則年 1 回立入検査を実施することとする。なお、年度当初に認定事業場年間立入検査年間計画及び重点立入検査事項を作成し、計画的、効果的に立入検査を実施することとする。

(2) 立入検査の実施方法

立入検査は、原則として監査の実施方法の国際標準である ISO19011(2002)に準じた方法で実施することとする。

(詳細は、添付の認定事業場立入検査業務フロー参照)

3. 施行日

本改正は、平成 18 年 4 月 25 日から施行する。

認定事業場立入検査業務フロー

